

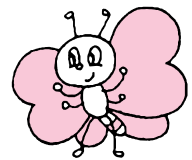


福祉センターで多世代交流!!



上 桜井福祉センター
さくらわくわく会
「敬老の日交流会」

みんな、とっても
楽しそうだね!



右 中部福祉センターまつり
アンクラママによる
「わい!わい!ふれあいコンサート」

福祉センターは、子どもと一緒に楽しめる行事を開催したり、児童センターを併設している福祉センターもあり、多世代交流の場になっています。

桜井福祉センターでは、サロンに参加された高齢者のみなさまとさくら保育園の園児たちの「敬老の日交流会」を開催しました。元気な園児の歌声に、たくさんの笑顔があふれました。

また、中部福祉センターまつりでは、子どもから高齢者まで一緒に楽しめる「ふれあいコンサート」を開催しました。演奏に合わせてお手玉まわしゲームを行い、大盛り上がりでした。

福祉センターでは、おまつりも開催しておりますので、ぜひお子さんやお孫さんと一緒にお越しください。詳しくは4頁をご覧ください。

特集 これならわかる!ふくし
成年後見制度の基礎知識!

'19 10/15 第127号



編集と発行 / 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4 (社会福祉会館内)
TEL 0566(77)2941・FAX 0566(73)0437
E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp <https://www.anjo-syakyo.or.jp/>

成年後見人の普段の仕事は？

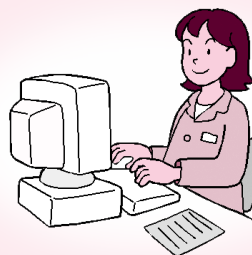
1. 本人の財産を管理します。

本人に必要な支払いを本人に代わって行います。
※本人以外のためには財産を使うことはできません。

例えば、

- ① 印鑑・通帳等の管理
- ② 収入、支出の管理
- ③ 不動産の管理・処分

など日常の金銭管理から重要な財産の処分まで、その内容は非常に多岐にわたります。



2. 本人に代わって契約を結びます。

本人の生活や健康に配慮して、本人が安心して暮らせるよう、その環境を整えるための契約等を行います。
また、定期的に本人を訪問して、生活状況に変化がないか確認します。

例えば、

- ① 治療・入院等に関する契約と費用の支払い
- ② 本人の住居の確保に関する契約と費用の支払い
- ③ 施設等の入退所に関する契約と費用の支払い
- ④ 介護サービス等の契約と費用の支払い
- ⑤ 適切にサービスを受けられているかの確認



3. 家庭裁判所へ報告します。

1年に1回、後見事務内容を家庭裁判所に報告します。

安城市社協は何をやっているの？

みなさまに成年後見制度のことを知っていただき、多くの人に利用していただくため、次のような業務を行っています。

- ① **成年後見制度の啓発活動** 市民のみなさまに成年後見制度のことを知ってもらう活動をします。
- ② **成年後見制度の相談支援** 成年後見制度についての相談を受けます。
- ③ **法人後見の受任** 安城市社協が法人として後見業務を行います。ただし、低所得で身内がないなどで後見人等が得られない人が対象になります。

問い合わせ 生活相談係 ☎77-0284

成年後見制度 啓発講演会



特集を通して成年後見制度の概要はお分かりいただけましたか？

みなさまに、この制度の実情や制度を中心とした福祉サービスについてもっと知っていただくため、各種福祉サービスに精通した専門家による講演会を開催します。

老後が不安な人、認知症や障がいのある人のご家族など、どなたでも気軽に申し込み下さい。

演題 社会福祉士のよもやま話 part 2

「改めて考えたい！『8050』

／『独居＋認知症で要介

護2』をどう支える？

～成年後見制度と地域共

生社会～」

日時 第1回 11月30日(土)

第2回 12月14日(土)

いずれも午前10時～11時30分

※2回とも同じ内容です。

場所 社会福祉会館

神谷真人氏 (社会福祉士)

対象 どなたでも

定員 70名(先着順)

申込 10月17日(木) 午前9時から

電話または窓口にて受付

問い合わせ 生活相談係

☎(77)0284

名称(場所)	子ども生活相談 (総合福祉センター)	障害者更生相談 (総合福祉センター)
日時	11月9日(土)、午後1時30分・3時(1日2回)	11月14日(木) 午後1時～4時
対象	子どもの生活や発達上の悩みごとのある人	市内在住の身体障がいのある人・知的障がいのある人および介護者
予約	予約期間⇒各相談希望日の前々日まで(要予約・先着各1名) 予約受付⇒午前8時30分～午後5時15分	予約期間⇒各相談希望日の前々日まで(要予約・先着6名) 予約受付⇒午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ	地域福祉課地域福祉係 ☎77-7889	地域福祉課総合福祉センター ☎77-7888

成年後見制度の基礎知識!

成年後見制度ってなに?

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人のお金の管理や、日常生活における契約などの支援を目的とした民法に定められている制度です。成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てをする必要があります。

例えば、こんな時に利用できます!

ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたいけど、施設入所の契約や支払いを頼める人がいない。

知的障がいのある子の将来のために残した財産を、その子のために使ってほしい。

認知症の父の不動産を売却して、父の入院費に充てたい。

父の介護と財産管理をしてきたが、兄弟から使い込みを疑われている。

成年後見人には誰が選ばれるの?

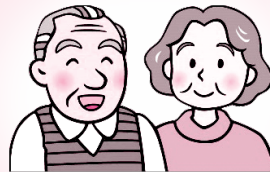
支援してくれる人のことを「成年後見人」といいます。

成年後見人には

- ① 配偶者など本人の家族、親族
- ② 弁護士、司法書士などの法律の専門家
- ③ 社会福祉士などの福祉の専門家
- ④ 社会福祉法人などの法人

などが選任されます。

成年後見人には、本人の状況から最も適任な人を家庭裁判所が決定します（誰になってほしいか希望を伝えることはできます）。



ご家族



専門家

成年後見人の役割は?

- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理することによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の支援内容は、医療や介護等の契約などの法律行為に関するものに限られており、家事援助や介護などの直接的な生活支援は行いません。
- 成年後見人は、その業務の執行状況について家庭裁判所に報告するなどして家庭裁判所の監督を受けます。

11月の相談窓口

名称(場所)	ボランティア相談(社会福祉会館)	心配ごと相談(総合福祉センター)
日時	毎週(火)~(土) 午前9時~正午 午後1時~5時	毎週(火)~(土) 午後1時30分~4時
対象	ボランティア活動してみたい人	市内在住の人
予約	予約不要	予約不要
問い合わせ	安城市ボランティアセンター ☎77-2945	地域福祉課地域福祉係 ☎77-7889

シニア男性のための 一芸が身につく講座



特技や芸を持っている人をうらやましいと思ったりことはありませんか？この講座で一芸をものにしたら、次はあなたの番です！

日 ①12月7日(土) ②12月14日(土) ③12月21日(土)
午後1時30分～3時30分(1日のみの参加可)

内 ①初めてのフレンチトースト
②はじめようハーモニカ
③楽しもうバルーンアート

場 ①総合福祉センター
②③社会福祉会館

対 市内在住の50歳以上の男性

¥ ①3000円+材料費、②③3000円

持 ①エプロン、三角巾②ハーモニカ(無い場合は要相談) ③なし

定 各15人(先着順)

申 10月16日(水)から11月30日(土)までの午前9時から午後5時まで、社会福祉会館窓口または電話にて申込み(日・月・祝日は除く)

問 安城市ボランティアセンター

☎(77)29045

日 期間・日時 **場** 場所 **内** 内容 **講** 講師・指導 **対** 対象・資格 **定** 定員・募集人数 **¥** 費用・受講料等
持 持ち物 **申** 申込方法等 **問** 問い合わせ先 **他** その他 **※** 「対」ごなたでも **定** 特になし **¥** 「無料」の場合は記載を省略

安城市社協ウェブサイト
<https://www.anjo-shakyo.or.jp/>

福祉センターまつり

福祉センターでは、地域のみなさまに楽しんでいただけるおまつりを開催します。ぜひご来場ください。

名称(会場)	日時	内容	問い合わせ先
明祥プラザまつり	11月9日(土) 午前10時～午後4時 11月10日(日) 午前10時～午後3時	【11月9日】 カラオケ発表会 【11月10日】 工作コーナー、福祉体験コーナー	☎92-3641
桜井福祉センターまつり	11月10日(日) 午前9時30分～午後3時30分	チアダンスやバンド演奏、ミュージック空手などのセンター利用団体による発表会、カラオケ発表会、豚汁のふるまい、福祉バザー、作品展示	☎99-7365

介護者のつどい

	日時	場所	問い合わせ
介護者のつどい	11月1日(金) 午後1時30分～4時	安祥福祉センター 会議室	安祥福祉センター ☎73-5757
	11月8日(金) 午後1時30分～3時	介護老人保健施設さとまち	北部福祉センター ☎97-5000
	11月8日(金) 午後1時30分～3時30分	作野福祉センター デイルーム	作野福祉センター ☎72-7570
	11月13日(水) 午前10時～11時30分	中部福祉センター 教養娯楽室	中部福祉センター ☎76-0090
	11月20日(水) 午後1時30分～3時	明祥プラザ 多目的室	明祥福祉センター(明祥プラザ内) ☎92-3641
	11月30日(土) 午前10時～11時30分	桜井福祉センター 多目的室1	桜井福祉センター ☎99-7365
介護者おしゃべりサロン	11月2日(土) 午後1時30分～4時	社会福祉会館 集会室	安城市ボランティアセンター ☎77-2945

※介護者おしゃべりサロンは当事者による自主グループです。

ご寄付をいただきました

みなさまの心温まる善意にお礼申し上げます。

■善意銀行

(8月分受付順/敬称略)

(株)美建▽桜井まり子▽ほほえみダンス▽安城集団給食協会▽点訳絵本サークル点ふれんど▽寺田由美子▽岩月みちよ▽大場帆夏▽総合福祉センター利用者▽中部福祉センター利用者▽(株)想珠▽横山眞司▽中村富士子▽匿名

無料調停手続き相談会

日 11月19日(火)午前10時～午後3時

内 民事に関する問題(土地建物、金銭損害賠償、交通事故、公害等)、家事に関する問題(夫婦、男女、親子、親族、相続等)

場 イオンモール岡崎3階「イオンホール」(岡崎市戸崎町字外山38-5)

講 民事及び家事調停委員(弁護士含む)

申 当日先着順にて受付(予約不可)

問 名古屋家庭裁判所岡崎支部庶務課

☎0564(51)8972



佐賀県(豪雨)と千葉県(台風)の災害義援金の受付が開始されました。みなさまのご協力をお願いいたします。

